

小値賀町議会第三回定例会  
(第九日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加  
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山  
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長	代表監査委員
山田	三浦	神川	巖充	谷良一	西村	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇	中谷	井上
憲道	清敏	充也	久良一	充也	一也	充也	勝司	信司	章司	裕司	泰三	一也	喜隆	喜隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十八年九月二十八日（木曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・岩坪義光議員）
- 第二 報告第八号 決算特別委員会審査報告
- 第三 報告第七号 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第四 発議第一〇号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 発議第一一号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 発議第一二号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

## 午前十時零分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

### 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・松永勇治議員、七番・岩坪義光議員を指名します。

### 日程第二、報告第八号、決算特別委員会審査報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本件について委員長長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長（横山弘藏） 決算特別委員会審査報告を行います。

- 一、委員会を開いた年月日及び場所。平成十八年九月二十五日・九月二十六日。小値賀町役場三階第一会議室。
- 二、出席した委員の氏名。記載のとおり。
- 三、欠席した委員の氏名。なし。
- 四、出席した委員外議員の氏名。記載のとおり。
- 五、説明のため出席した者。記載のとおり。
- 六、職務のため出席した者。記載のとおり。
- 七、付託を受けた事件の件名。議案第六三号、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について。
- 八、会議に付した事件の件名。第七項に同じ。

九、審議の経過及び結果。本委員会に付託を受けた議案第六三号については、九月二十五日から九月二十六日までの二日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑を重ね、慎重に審査した結果、議案第六三号については、賛成多数により、これを認定すべきものと決しました。

主な質疑、委員からの意見、執行部からの説明は次のとおりであります。

一般会計、歳入・町税について。

町民税三十二万一千八百六十四円、固定資産税百三万六千九百円、合計百三十五万八千七百六十四円の収入未済額があり、年々増加していることが大変憂慮される。滞納を防止するため、督促状を発行するなど法的手続きが必要ではないか。また滞納者に対する納税奨励はどのようにしているのかとの質疑に対し、町内の滞納者は、十八年度に納税している人、納税の確約を得ている人もいる。しかし、漁業者で油の高騰や不漁で生活に困っている人もおり、厳しい状況である。町外者については、不能欠損にならないように督促を続けている。今後も収入未済額を減らすように努力したいとの答弁でした。

地方交付税について。

予算額十八億三千五百五十四万七千円に対し、決算額は十八億六千二百二十七万一千円で、二千六百七十二万四千円の予算未計上額がある。特別交付税の交付決定額が、三月議会に間に合わないのであれば、専決処分で予算計上すべきではないかとの質疑に対し、起債とか予算計上しないと不利益を被るもの以外については、原則として専決処分をしない方針であるとの答弁でした。

使用料及び手数料について。

衛生手数料が前年度に対し、百二十二万五千円の減額になっている。その理由は？との質疑に対し、十六年十月から二輪車リサイクル法が、十七年一月から自動車リサイクル法が施行され、廃車等がなくなったためであるとの答弁でした。

諸収入について。

製塩事業収入が百六十二万円となっているが、歳出は三百五十三万一千円の実績になっている。百九十一万一千円の赤字になるが、在庫はどのくらいかとの質疑に対し、現在の在庫量を町のパイロット事業での金額に換算した場合には、塩で三百六十万円、ニガリで百九十万円程度であるとの答弁でした。

あわび館販売収入が六百九十六万六千円の実績で、昨年度に対し、百万円の増加になっているが原因は？との質疑に対し、

対外的なPRの効果と、販売をフェリーの始発時間に間に合わせたことも一因ではないか。販売の実績は町内五百七十三件、町内旅館等が百七件、町外が千百六十八件で、うち九州管内が二百五十八件であるとの答弁でした。

歳出・総務費について。

エコミュージアムの資料がターミナルに置いてあるが、町外者が見たら今一良く分からないとの意見がある。今後の取り組みはとの質疑に対し、十七年度は資料作成、十八年度は「おちかお宝巡り書」「おちかお宝大百科」の完成を目指す。ターミナルの資料は利用しやすいように、今後、見直しをするとの答弁でした。人件費が十七年度一般会計で約六億円程度ある。特別会計を含めると、公債費の元金償還金に匹敵するほど多額で大変憂慮される。今後十年間で定年退職者が三十名程度いるので、採用を十名程度に抑えれば二十名の人員削減が出来るとの試算であるが、財政状況は厳しさを増している。もつと人件費の削減を図る必要があるのではないか。退職勧奨をする考えはないか。優遇措置も検討すべきとの質疑に対し、退職勧奨は実施しているので今後も続けるが、優遇措置についてはこの場では言えない。検討が必要との答弁でした。民生費について。

在宅介護支援センター運営事業委託料五百七十九万八千円が支出されているが、この事業がなくなり、地域包括支援センターになるようであるが、いつまでに立ち上げる必要があるのか。職員は募集するのかとの質疑に対し、十九年度中に整備を要するが、建物の建設は必要ない、机を三つ並べるスペースがあれば良い、場所の選定を検討している。職員は、社会福祉士・ケアマネージャー等の配置が必要だが、介護支援センター・社協・特老とも連携して効率の良い運営を行いたいとの答弁でした。

衛生費について。

ビン・缶収集の経費が賃金と委託料から支出されているが、ビン・缶は家庭で分別したものを業者がゴミ置き場から処分場に収集している。重複して分別の必要があるのか、統一できないのかとの質疑に対し、ビン・缶ともリサイクル法で町外に搬出しているため、分別を適格に行う必要がある。賃金・委託料は別々に必要との答弁でした。

漁船の廃船が今後増えると思うが、その処理については考えているのかとの質疑に対し、プラスチック船のリサイクル化の動きはある。処分場で解体して埋めることを検討している。産業廃棄物になると思うので、今後、漁協とも協議して検討したいとの答弁でした。

農林水産業費について。

担い手公社運営費補助金が一千五百七万五千円支出されているが、収益事業で利益を出す工夫は？グリーンツーリズムなど体験型農業で、収益を上げられないかとの質疑に対し、育苗などの収益事業で、十七年度の繰越金が三百五十万円程度あった。十八年度の町の補助金は減額できると思う。今後は加工事業など収益性を高めることに努力したい。グリーンツーリズムの体験型農業にも取り組みたいが、指導員が一人で手不足、農協とも連携することで考えたいとの答弁でした。

離島漁業再生支援交付金は、油の高騰や不漁で低迷している当町漁業再生の起爆剤になるものと期待されるが、漁業者に浸透してないように感じるとの質疑に対し、説明会も開催してPRに努めているが、漁協とも連携して事業の推進を図りたいとの答弁でした。

商工観光費について。

おぢか国際音楽祭については、数年前から実行委員会と小値賀町と一緒に主催となっているようだが、町が主催の場合、補助金の流れ等に問題はないのかとの質疑に対し、町が主催に加わったという経緯は、各種の助成金等の条件を満たすためや事業としての認知度を高めるため、或いは町としても積極的に取り組む必要性などで、事務的な部分について町が担当し、実際の企画から事業運営については実行委員会が行っているため、協働という意味でこういう仕組みになっている。指摘のような部分で検討すべきことがあれば、関係機関とも充分協議して判断したいとの答弁でした。

土木費について。

県道や重要な町道は整備が進んでいるが、狭い町道等の整備が遅れているとの質疑に対し、町道のパトロールを行い、下水道事業とも絡ませて計画的に整備を行いたいとの答弁でした。

教育費について。

歴史民俗資料館の入館者が十七年度、一千八百二十二二人、トータルで四万八千二十七人とのこと、近々五万人の入館者になるが、セレモニーの計画は？前方湾遺跡調査で貴重な品が発掘されている。これを対外的にもPRすべきではないか。ターミナル等に移動展示場の開設も必要ではとの質疑に対し、セレモニーと移動展示場については、今後検討するとの答弁でした。

国民健康保険事業特別会計について。



保険税の滞納額が年々増加して、十七年度末で一千四百一万一千円になっている。納税対策はどのように考えているかとの質疑に対し、漁業所得の減少等、不景気による収入不足で滞納者が増加している。その対策として福島県矢祭町で実施している「買い物スタンプで納税」する方法が、当町でも導入できないか、商工会とも協議しているとの答弁でした。

簡易水道事業特別会計について。

一般会計繰入金が四千九百万円あるが、これを無くして独立採算制が執れないかとの質疑に対し、公債費の償還費が五千万円あり、この財源に四千九百万円、一般会計から繰り入れしている。公債費のピークは十九年度である。中村浄水場の整備を十九年度に計画している。これが整備されれば維持管理費が削減されるので、徐々に一般会計の繰入金も減少するとの答弁でした。

国民健康保険診療所特別会計について。

診療収入が前年度に対し、三千二百二十九万四千円増加している。その要因はどの質疑に対し、整形外科・泌尿器科等の専門医外来が定着したこと、健康管理センターにおける血圧相談で未受診者の受診が増えたことが一因との答弁でした。

その他、予算執行上において、増額補正を上回る不用額が出ているところも見受けられたので、安易な補正の計上をしないよう指摘されました。

今回、二日間の決算特別委員会を開催しましたが、本町の財政は、地方交付税の減少等で厳しさを増しています。行財政改革の努力は随所に見られますが、今後、尚一層、経費節減・合理化を図り、健全財政の維持に努められることを期待いたします。

今回、指摘されたことを今後の事務改善や次年度以降の予算に反映されることを望み、自立した小値賀町であることをしつかり内外に示してほしいものです。

十、留保された少数意見、なし。

右のとおり報告いたします。

平成十八年九月二十八日。決算特別委員会委員長・横山弘藏。

議長（近藤一輝） これで報告を終わります。

おはかりします。

本件は、質疑・討論を省略し、ただちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、ただちに採決します。

これから、議案第六三号、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『認定』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立多数です。

したがって、議案第六三号、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

以上をもちまして決算認定は終了いたしましたので、決算特別委員会は、廃止することにいたします。

井上・伊藤両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様ございました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十七分	—
—	再開	午前	十時	十八分	—

**議長(近藤一輝)** 再開します。

**日程第三、報告第七号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。**

本件について委員長の報告を求めます。

**総務文教厚生常任委員会委員長(立石隆教)** 総務文教後生常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告をいたします。

六月の定例会後からの本委員会は、六月二十一日、七月二十日、八月七日、八月二十四日、九月七日の計五回、開催いた

しました。その内容は、当面の重要課題として小中高一貫教育に関する諸問題の研究を中心に、出生祝金条例の見直しの必要性、官民連携のPPP及びその手法であるPFIについて、流木漂着状況とその処理経費、少子化対策について協議いたしました。

小中高一貫教育については、現代の校舎建設の事例を調査し、岐阜県河合中学校、京都府宮島小学校、和歌山県清川小学校、福岡市博多小学校、福岡宗像市河東西小学校などから、木造校舎の優位性、或いはオープンスペースとその利用、一斉教育から個別的教育への流れ、多角的な教育が校舎の建て方と関連して実施されている現状を研究いたしました。

新校舎建設には国の補助や県の事務的な支援が必要であるし、新しいケースであるので、小値賀独自のしっかりした施設整備計画を立て、県との協議を密にして国庫補助条件や段取りなどの研究を早急にするよう要請しました。

さらに今回のことをより良い改革のチャンスとするための調査研究をいたしました。教科センター方式の新潟県聖籠中学校、千葉県打瀬小学校の学校評議会、東京品川区小中一貫校日野学園の事例を調査し、一貫校の現状と問題点を認識した上で、連携型の一貫教育の難しさを再認識して問題点克服の対応策について、教育委員会に協議するよう指摘しました。考え方として、小学校、中学校、高校がそれぞれ独立した形で連携するには効果の面でも、教員同士の意思疎通についても疑問が残るので、完全なる小中高の一貫校を特区申請し、全国に先駆けたモデルケースとして一貫教育を実現するという選択肢も考えられます。

また、制度的には中高の一貫校の場合は中等教育学校として出来上がっており、導入にはクリアしなければならない問題があるものの実現は可能であります。小中の一貫校も特区申請により公立で具体的に実施している学園もあります。高校存続や学力向上に効果のある形になるよう十分な検討が必要との見解で一致し、公式に教育委員会に申し入れました。

後日、準備が遅れた校舎建設問題は、平成二十年度の一貫教育開始には間に合わないことが確実となりました。一日でも早く校舎建設をするべく段階を踏むために小中学校の耐力度調査を実施し、国の補助申請へ繋げたいとの教育委員会の意向に対して、ここに至った経緯や総合的な観点から、一貫校の可能性を探り、校舎建設は先延ばしにして時間を掛けて十分な研究を重ねる必要性を提示しました。一旦、現在の校舎にて連携型一貫教育の実施を図る方針で平成二十年四月、一貫教育導入開始のための準備をするべきではないかとの意見をまとめるにいたりました。しかし、最終的には、耐力度調査実施についてはこれを認めるべきだとの意見が大勢を占めました。

出生祝金支給条例の見直しについては、現行の条例には三人目の子どもは祝金支給の条件が五年以上定住したものとありますが、家族連れでＩターンＵターンする者の中には、永住する明確な意志と意欲を持つているものもいます。年数が問題ではなく、結果的に本町の少子化対策になる事が重要であるので、本条例の目的からして意欲ある定住者には祝金を支給することが出来るようにするべきではないかとの意見があり協議しました。

出生時に三十万円、小学校入学時に二十万円支給することになっている祝金であります。出生時年数が足りなくても小学校入学時は最低五年は経過していることとなります。支給時の年数の条件を満たしても、支給を受けた者が永住するとは限りません。結果的に年数条件を満たさず、出生祝金支給を受けられなかった者が、定住人口を増やすことに貢献するといふ皮肉な結果をもたらす可能性もあります。

また、この条例の目的を満足させる効果が出ているのか見直す必要もあります。支給額の見直しも検討課題の一つだとのことで、担当課に検討するよう要請しました。今後も継続して少子化対策のため、出産にかかる旅費などの全額支給など、具体的な政策を検討していくことを申し合わせました。

また、官民連携のPPP及びその手法であるPFIによる事業について調査研究しました。ながさき地域政策研究所の菊森調査研究部長を講師に、これからの役所経営の観点から官民連携PPPの理念や、PFIの制度及びその事業形態について伺いました。PFI法の制定により、この方向に新たな可能性が生まれてきております。行政改革を推進する為の一つの手法として、民間の活用や民間型の経営手法の導入が自治体に取り入れられるようになってきた状況と、具体的な事例や手続きなどを研究しました。自治体によっては、学校の建設についても民間資金による校舎建設がなされております。今後、当町においても公立施設の赤字解消のための指定管理者制度や民間資金による公共事業など、検討する行政改革としての手法であると思われまます。

流木漂着状況とその処理経費については、住民課長より流木の漂着状況の説明を受け、その経費についての見直しを聞きました。県の補助制度がありますが、漂着物が広範囲の自治体に漂着しており、予算的にどのような補助率になるのか未定であること、国の補助についても検討されていること等の説明を受けました。流木の今後の処理方法など、十分な対応を要請しました。

以上が本委員会の閉会中の所管事務調査の内容です。

以上で報告を終わります。

議長（近藤一輝）　これで報告を終わります。

日程第四、発議第一〇号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第五、発議第一一号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第六、発議第一二号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項につい

て閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十八年小値賀町議会第三回定例会を閉会します。

― 午前 十時二十九分 閉会 ―